

## 第4節 宇宙および海洋に関する新たな取組

### 1 宇宙開発利用に関する取組

昨年5月、宇宙基本法<sup>1</sup>が成立し、施行されたことを受け、わが国における宇宙開発利用は、国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり行われることがより明確となった。また、国は、国際社会の平和および安全の確保ならびにわが国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずることとされた。さらに、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に宇宙開発戦略本部が設置された。

宇宙開発戦略本部は、宇宙基本法に基づき、宇宙を活用した安心・安全で豊かな社会の実現、宇宙を活用した安全保障の強化など6つの方向性を柱とした宇宙基本計画を作成し、本年6月2日、これを公表した。

防衛省としては、宇宙基本法の成立という大きな環境の変化を踏まえ、政府全体としての総合的かつ計画的な宇宙開発利用の検討と連携して、新たな安全保障分野における宇宙開発利用の可能性などについて、必要な施策の検討を行っている。

具体的には、防衛省としてわが国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、昨年8月、副大臣を長とする宇宙開発利用推進委員会を設置し、精力的な検討を行った。

本年1月15日には、同委員会において、「宇宙開発利用に関する基本方針について」（基本方針<sup>2</sup>）が決定され、防衛大臣に報告された。基本方針では、個々の装備品やシステムを有機的に接続させることにより、状況把握、情報共有、指揮・統制などの高度化を実現し、装備の集合体として最大限の能力を発揮することに防衛力の整備の重点が置かれていることを踏まえ、宇宙開発利用は、特



宇宙開発戦略本部第2回会合

にC4ISR<sup>3</sup>の機能を強化する有効な手段であるとしている。

このような防衛分野での宇宙開発利用の意義を踏まえ、宇宙開発利用の推進に関する施策については、政府全体の有機的な連携のもと、一般化理論<sup>4</sup>を超えた施策を含め、本年末に見込まれる防衛計画の大綱の見直しと次期中期防衛力整備計画の策定を念頭に、具体的な事業化も視野に入れた検討を行うこととしている。

また、情報収集・警戒監視や情報通信などの機能を持つ衛星、打上げシステム、人材・組織、技術基盤などに関する今後の検討・施策の方向性を示すとともに、これらを推進するに当たり、民生部門との協力や他機関との交流を促進していくことなどの注意点を示している。

今後、防衛省としては、基本方針や宇宙基本計画などを踏まえ、安全保障分野における新たな宇宙開発利用を推進するため、内閣官房をはじめとする関係府省との連携を図りつつ、精力的に具体的な施策の検討を進めていくこととしている。

1) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/about2.html>> 参照

2) <<http://www.mod.go.jp/j/info/uchuukaihatsu/index.html>> 参照

3) Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance の略で、「指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察」の各機能の総称

4) その利用が一般化している衛星およびそれと同様の機能を有する衛星については、自衛隊による利用が認められるという考え方のこと

## 宇宙開発戦略本部事務局に出向し活躍する隊員の声

内閣官房宇宙開発戦略本部事務局

2等空佐

おおたに やすお  
大谷 康雄

皆さんは、宇宙開発戦略本部事務局という組織をご存じでしょうか。

平成20年5月に宇宙基本法が成立し、同年8月27日の施行に合わせて内閣に宇宙開発戦略本部が新編されたことにもない、宇宙開発戦略本部事務局が内閣官房に設置されました。この事務局には、関係府省などから非常勤含めて21名が出向しており、防衛省からは2名が出向しています。宇宙関連の職務は、防衛大学校で宇宙工学を専攻して以来の希望でもあり、非常に幸運でした。

この宇宙開発戦略本部事務局で、私は、宇宙基本計画（案）の作成と意見取りまとめを担当しています。この宇宙基本計画は、①宇宙を活用した安心・安全で豊かな社会の実現、②宇宙を活用した安全保障の強化、③宇宙外交の推進、④先端的な研究開発の推進による活力ある未来の創造、⑤21世紀の戦略的産業の育成、⑥環境への配慮、という6つの方向性を示し、本年6月に宇宙開発戦略本部が作成し、その後公表される予定です（この白書が刊行される頃には、この計画は決定されていることと思います）。

さて、我が国の宇宙開発利用の重要性が増大する中で、宇宙戦略の司令塔というべき宇宙開発戦略本部の事務局に勤務し、安全保障をはじめ外交、産業育成といった幅広い分野で宇宙戦略の作成に、自衛官として携わることによって、非常に得難い経験をしています。また、宇宙基本計画の作成にあたっては、幅広い分野の有識者で構成される宇宙開発戦略専門調査会を設置しご意見をいただきましたが、多くの方から防衛分野の宇宙活用を今後積極的に行うべきとご意見をいただき、国家防衛の任を有する自衛官の一人として身が引き締まる思いでした。

防衛省・自衛隊は、今後、宇宙基本法の理念の下で、陸・海・空に次ぐ第四の空間としての宇宙の開発利用に積極的に取り組んでいくこととなると思います。

航空自衛官が、宇宙飛行士の候補として選ばれる時代です。私も、宇宙政策に携わる一人として、宇宙開発利用の施策が着実に進展されるように最善の努力を尽くすとともに、今後の宇宙を含めた自衛隊の活動に貢献していきたいと思います。



宇宙開発戦略本部事務局で勤務する  
大谷 2佐（左）

## COLUMN

## VOICE

## 解説

## 宇宙飛行士候補に合格した隊員の声

2等空佐（当時）

ゆい きみや  
油井 亀美也

（現 宇宙航空研究開発機構 宇宙飛行士候補）

私は、航空自衛隊のF-15のパイロットであり、テストパイロットでもあります。今年の2月25日に、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の宇宙飛行士候補に選ばれました。ここでは、私が宇宙飛行士を目指した経緯などを簡単に紹介したいと思います。

私は長野県の星がとともきれいな村で生まれ育ち、小学生の頃から、宇宙飛行士になりたいと考えていました。しかし、大学進学に際し、両親への経済的負担を軽減するため、防衛大学校へ進学しました。防衛大学校入校後は、宇宙への夢を空への夢に置き換えて、パイロットを目指すことにしました。防衛大学校を卒業後、パイロットになるための訓練を米国で受けました。私の英語能力の基礎は、この米国での訓練で培われたものです。この米国での訓練中に、偶然「ライトスタッフ」という映画に出会いました。その映画では、米軍の優秀な戦闘機操縦者がテストパイロットになり、テストパイロットから宇宙飛行士への道を行っていました。日本では、そのような道がないことは承知していましたが、もしかしたら、日本でも、今後宇宙飛行士を選ぶ際には、テストパイロットから選抜する可能性があるのではないかと考え、テストパイロットコースに志願しました。テストパイロットとしての勤務は、新しい装備品の試験など大変なものばかりでしたが、充実した日々を過ごすことができました。

今回、JAXAが宇宙飛行士を公募するという話を耳にした時は、防衛省でデスクワークをしている時期でした。宇宙飛行士を目指すことは、職場に迷惑がかかるかもしれないと思い、応募するかどうか悩みましたが、夢に向かってチャレンジする人生最後の機会であると考え、家族の後押しも受けて応募を決心しました。英語・数学・物理・一般教養などの試験勉強は大変でしたが、受験を通じて、夢を追いかける多くの仲間と出会えることができ、本当に良い経験ができました。

航空自衛隊での生活は、任務・訓練ともに道は平坦ではありませんでしたが、目の前のハードルを越えるたびに、少しずつ人間的に成長することができたと思います。これまで、私を育ててくれた航空自衛隊には、本当に感謝しています。このコラムを皆さんが読んでいる頃には、私はJAXAに勤務し、宇宙飛行士になるための厳しい訓練を受けていると思いますが、これまで航空自衛隊で経験してきた厳しい訓練・任務を思い出しながら、国民の皆様の期待を裏切らないように頑張りたいと思います。

今後、宇宙飛行士を目指す皆さん！夢やロマンを心の片隅に、その時々で果たすべき役割を全力で果たせば、きっと道が開けてくると思いますので、一緒に頑張りましょう。



最後の飛行訓練を終えた油井 2佐



退官にあたり同僚の見送りを受ける油井 2佐

## 2 海洋政策に関する取組

### 1 海洋基本法に基づく取組

わが国周辺海域をはじめとする海洋をめぐる諸情勢を背景に、海洋国家であるわが国としても、海洋の平和的かつ積極的な開発および利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、わが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的に、07（平成19）年7月に海洋基本法<sup>1</sup>が施行され、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。

同法に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する諸施策についての基本的な方針を定めた海洋基本計画<sup>2</sup>が、昨年3月に閣議決定され、海洋の安全確保の観点から行われる周辺海域などにおける秩序の維持、海上交通の安全に関する取組および海洋由来の自然災害への対策、さらには海上輸送の確保など、わが国の安全保障上も極めて重要な施策が盛り込まれた。

総合海洋政策本部においては、わが国の排他的経済水域などにおける調査への対応、自衛隊の活用を含めた海賊対策について、法制面の検討が行われており、防衛省は、関係省庁と連携して、実効性ある法制のあり方について検討に参画している。また、同本部においては、海洋調査データの一元化、離島の保全・管理のあり方などについての関係省庁間の調整方針の検討が行われており、防衛省としても、関連分野で行っている業務を他省庁とより緊密に連携して行えるよう検討に参画している。

海洋基本計画に、新たな海洋立国を支える人材の育成、海洋安全確保のための艦艇、航空機などの計画的な整備および不審船にかかる共同対処マニュアルに基づく訓練の実施などを推進する旨が規定されたことを踏まえ、防

衛省は、本年度には、①防衛大学の海洋法担当教授の増員による人材育成の強化、②護衛艦、特別機動船<sup>3</sup>、回転翼哨戒機などの海上の安全確保のための装備の整備、③不審船対処にかかる共同訓練といった海上保安庁との連携強化などに取り組んでいる。



特別機動船（SB）

### 2 海賊行為への対処

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過できない問題である。国連海洋法条約においては、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するとされており、わが国としても国際的な責任を積極的に果たしていくことが必要になっている。

#### (1) 基本的な考え方

海賊行為には、第一義的には、警察機関である海上保安庁が対処するが、海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

1) <<http://www.kantei.go.jp/singi/kaiyou/about2.html>>参照

2) <<http://www.kantei.go.jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku>>参照

3) 従来の内火艇に替えて護衛艦に搭載する、より高速力を発揮でき、運用能力の高い複合型高速船（RHIB：Rigid Hull Inflatable Boat）のこと。

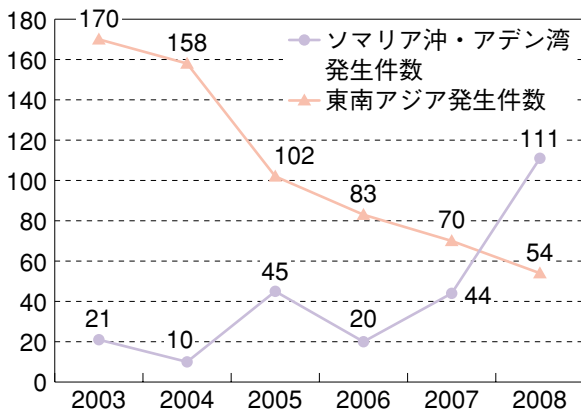
## (2) 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

世界全体では海賊事案発生数が減少傾向にある中、ソマリア沖・アデン湾の海域においては、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊による事案が多発・急増している。ソマリア沖・アデン湾の海賊はわが国を含む国際社会への脅威であり、緊急に対応すべき課題である。

(図表II-1-4-1 参照)

昨年6月に採択された国際連合安全保障理事会(安保理)決議第1816号をはじめとする累次の決議<sup>4</sup>において、各国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑止するための行動をとるよう要請されており、特に軍艦お

図表II-1-4-1  
ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況(東南アジア発生件数との比較)



- (注) 1 資料は、国際商業会議所(ICO)国際海事局(IMB)のレポートによる。  
2 本年のソマリア沖・アデン湾の海賊等事案は、6月9日現在で133件。

よび軍用機を派遣することを要請されている。

これまでに、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャ、デンマーク、ロシア、インド、中国、韓国、マレーシア、シンガポール、サウジアラビア、トルコ、イエメン、ケニアなどがソマリア沖、アデン湾に軍艦などを派遣している。また、EUは、昨年12月、海賊対処のための作戦(アタランタ作戦)の開始を決定してWFP(世界食糧計画)船舶の護衛や同海域の警戒などを実施しており、NATOも、本年3月、NATOとしての海賊対策作戦を再開した。

## (3) わが国の取組

### ア 海賊対処のための新たな法制

海賊行為は、海上における公共安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。また、国連海洋法条約においては、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するとされており、わが国としても自ら海上における公共安全と秩序の維持に取り組むとともに、国際的な責任を積極的に果たしていくことが必要になっている。

このため、国連海洋法条約に則し、わが国が、関係者や関係船舶の国籍・船籍を問わず海賊行為を処罰し、抑止し、取り締まることにより、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」が通常国会に提出され、本年6月19日に成立した。

本法律においては、わが国とかわりのない外国船舶も海賊行為<sup>5</sup>から防護することが可能となり、また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行

4) 他に、決議第1838号、1846号、1851号などがある。

5) 同法に定める海賊行為とは、船舶(軍艦および各国政府が所有または運航する船舶を除く。)に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)またはわが国の領海もしくは内水において行う①暴行もしくは脅迫を用い、またはその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、またはほしのままにその運航を支配する行為、②暴行もしくは脅迫を用い、またはその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、または財産上不法の利益を得、もしくは他人にこれを得させる行為、③第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすることまたは権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為、④強取されもしくはほしのままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者または航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすることまたは権利を行わないことを要求する行為、⑤①～④の海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、またはこれを損壊する行為、⑥①～④の海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、もしくはつきまとい、またはその進行を妨げる行為、⑦①～④の海賊行為をする目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為、をいう。

図表Ⅱ-1-4-2 海上警備行動と海賊対処行動の比較

行動類型	海上警備行動	海賊対処行動
発令要件	海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合
発令権者・発令手続	防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令	・防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令 ・防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、対処要項を作成して内閣総理大臣に提出
国会報告	規定はない。	内閣総理大臣は、海賊対処行動を承認したとき及び同行動が終了したとき、遅滞なく国会に報告
保護対象船舶	わが国関係船舶	あらゆる船舶
自衛隊の権限	海上保安庁法第16条（付近にある人及び船舶に対する協力の求め）、第17条第1項（質問・立入検査）および第18条（航路の変更や停船等）の準用（自衛隊法第93条）	海上保安庁法第16条（付近にある人及び船舶に対する協力の求め）、第17条第1項（質問・立入検査）および第18条（航路の変更や停船等）の準用（海賊対処法第8条）
武器の使用（注）	警察官職務執行法第7条の準用により、自己もしくは他人に対する防護または公務執行に対する抵抗の抑止を目的として、事態に応じ合理的に必要なとされる限度において武器を使用することが可能。ただし、正当防衛、緊急避難などに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。	・同左 ・このほか、現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要なとされる限度において武器を使用することができる

（注）いずれの行動においても、自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）の規定による武器の使用が可能。

を停止するための武器の使用が可能となるなど、より適切かつ効果的に海賊行為に対処するための規定を置いている。本法律の概要は、資料8のとおりである。

（図表Ⅱ-1-4-2 参照）



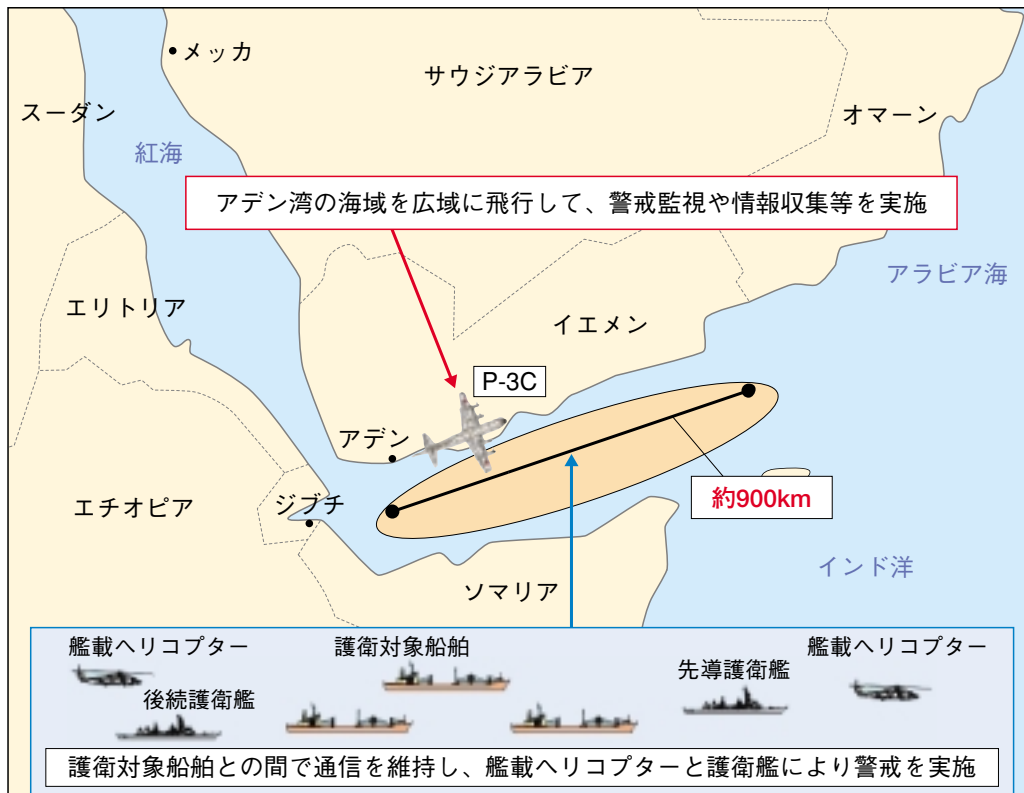
総理大臣、防衛大臣等による見送り

## イ 海上警備行動によるソマリア沖・アデン湾の海賊対処

ソマリア沖・アデン湾の海域は、年間約2,000隻のわが国関係船舶が通航するなど、わが国にとって欧州や中東と東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たり、こうした海域において、わが国国民の人命・財産を保護することは政府の重要な責務である。

自衛隊による海賊対処については、そのための新たな法律を整備した上で対応することが基本である。しかしながら、最近においても海賊事案が多発・急増しており、日本国民の人命・財産を緊急に保護する必要があることから、本年3月13日、新法の整備までの応急措置として、自衛隊法第82条の規定により、閣議決定に基づく内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動を発令し、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するために必要な行動をとることとした。

図表Ⅱ-1-4-3 自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



これを受け、同月14日、護衛艦2隻（「さざなみ」および「さみだれ」）がわが国を出発し、同月30日からわが国関係船舶の護衛を行っている<sup>6</sup>。

また、これに加え、広大な海域における海賊対処をより効果的に行うためには、固定翼哨戒機P-3Cによる広域の警戒監視などを行うことも重要である。このため、本年5月15日、P-3Cを派遣する命令が発出され、同月28日、2機のP-3Cがわが国を出発し、6月11日よりアデン湾において警戒監視などを行っている。

（図表Ⅱ-1-43 参照）

（ア）護衛艦による活動の内容

今回の海上警備行動によるソマリア沖・アデン湾における海賊対処については、わが国関係船舶の護衛を行うこととしており、海賊行為の抑止や海賊を退散させることが基本的な考え方である。護衛の要領については、以下のとおりである。

まず、防衛省は、国土交通省を通じて船舶運航事業者などに対し、護衛計画（航行予定、会合地点など）を連絡する。国土交通省は、護衛を希望する船舶のリストを作成し、防衛省に提出する。その後、防衛省は、国土交通省を通じて、船舶運航事業者などに護衛実施要領（航行速度、針路など）を連絡する。



わが国船舶を護衛する「さざなみ」

6) 護衛艦には、必要に応じて海賊の逮捕、取り調べなどの司法警察活動を行うため、海上保安官8名が同乗している。

こうした調整に基づき、護衛艦は、会合地点で護衛対象となる船舶と会合し、各船舶との間で通信を行いつつ、アデン湾の海域を同航することとし、その際には、護衛艦に搭載したヘリコプターを飛行させ、周囲を警戒しつつ、護衛を行う。

派遣される護衛艦2隻は、6月11日現在、合計26回の護衛を行い、83隻のわが国関係船舶の護衛を行っている。

また、6月11日現在、6度にわたり、護衛対象外の船舶からの通報などを受け、人道上的観点から、強制力の行使をとまなわない行為として、指向性大音響発生装置(LRAD)による呼びかけ、艦載ヘリコプターによる状況確認などの対応を行った。



ジブチにて海自艦艇を視察する武田政務官

#### (イ) P-3Cによる活動の内容

P-3Cの活動は、保護対象船舶の航行情報や海賊発生情報をもとに、保護対象船舶を防護するため、アデン湾の海域を広域に飛行して警戒監視や情報収集を行うことが基本である。

具体的には、P-3Cは、ジブチ国際空港を活動の拠点として、護衛艦により護衛活動を行っている海域を中心に、アデン湾において警戒監視や情報収集を行い、護衛艦や保護対象船舶などに対して海賊関連の情報提供を行うこととしている。

また、P-3Cの駐機場での警護のためには、陸上自衛隊の有する知見を活用することが有効であることから、ジブチに派遣した航空隊は、海外に派遣する部隊としては初めて統合部隊として編成されている<sup>7)</sup>。このほか、航空自衛隊も、本活動を支援するため、C-130HやU-4からなる空輸隊を編成し、必要に応じ、整備器材などの輸送を行うこととなっており、5月21日に1回目の輸送を行った。



ソマリア・アデン湾での海賊対処にあたる海自P-3C航空隊と米、ドイツ、スペインの哨戒機部隊（ジブチ国際空港にて）

#### (ウ) 保護の対象となる船舶

海上警備行動により保護対象となる「海上における人命若しくは財産」は、基本的には日本国民の生命または財産と考えられる。具体的には、次のいずれかに該当する船舶を保護対象としている。

- ① 日本籍船
- ② 日本人が乗船する外国籍船
- ③ 日本の船舶運航事業者が運航する外国籍船または日本の積荷を輸送する外国籍船であって、わが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶

#### (工) 武器の使用

万が一、海上警備行動により海賊へ対処する際に武器を使用せざるを得ない場合には、自衛隊法第93条の規定により準用する警察官職務執行法第7条に基づいて武器

7) 海上自衛官だけでなく陸上自衛官も、部隊の管理業務などにあたっている。



を使用することとなる。例えば、護衛対象船舶が海賊行為を受けようとしている場合には、必要に応じ、警告射撃を行うことにより、海賊行為を制止するほか、当該船舶または自衛隊の部隊に対して、急迫不正の侵害があり、やむを得ないと認められる場合には、正当防衛による射

撃を行うこととなる。このような武器使用の判断基準については、部隊が判断に迷うことがないように関係省庁の協力も得て作成し、部隊にしっかりと示しており、海賊対処に万全を期している。

## COLUMN

## VOICE

## 解説

## ソマリア沖・アデン湾での海賊対処のための海上警備行動に従事する隊員の声

第22航空隊

2等海曹

ひろた  
まこと  
廣田 真

私は、護衛艦「さざなみ」搭載の哨戒ヘリコプターSH-60Kの航空士としてソマリア沖・アデン湾での海賊対処のための海上警備行動に従事しています。本年3月30日の第1回護衛時には、商船護衛のためのフライトに従事しました。

わが国から約6,500海里（約1万2,000km）離れた海上交通の要衝であるアデン湾において、護衛艦「さみだれ」および「さざなみ」に前後を護衛された5隻の商船を上空から見渡した時、大きく感動したことを覚えています。

今回の任務における哨戒ヘリコプターの重要な役割の1つは、機動性を生かして、現場周辺の状況を迅速かつ正確に指揮官に報告することです。私の航空士としての主な業務は、双眼鏡、レーダー、赤外線暗視装置、デジタルカメラなどを用い、両手、両目、両耳を駆使して、海賊の疑いのある小型目標を探知し、その情報を母艦に報告することです。また、商船に近づく小型船舶に対しては、指向性大音響発生装置（LRAD：Long Range Acoustic Device）を用いて呼びかけを行うこともあります。

これまで、これらの装備を使って一所懸命訓練してきたため、与えられた任務の遂行についての不安は全くなく、むしろ欧州、中東およびアフリカ地域とわが国を行き来するわが国にとって重要な船舶を自ら直接護衛することができる今回の任務に従事でき、大きな誇りとやりがいを感じています。

フライト中には、国際VHFから「海賊らしい小型目標が近づいている。」などの内容の通信が流れてくることもあり、いつでも対応できるよう常に緊張感をもって任務についています。また、現場は気温が35℃を超える灼熱の日もあり、1回のフライトを終えると全身が汗びっしょりになります。

このように、毎回の飛行作業は肉体的にも精神的にも過酷ですが、護衛が終わり離れていく商船からの「A R I G A T O U!!!」というメッセージを見ると、その疲れも解消される思いがします。

わが国から遠く離れた海域での長期の行動であり、家族と離れる寂しさはありますが、アデン湾の満天の美しい星空を眺めてその寂しさを癒しつつ任務を完遂し、今回の行動で得た貴重な経験を、ヘリコプター航空士としての今後の勤務に役立てていきたいと考えます。



哨戒ヘリコプターSH-60Kと廣田2曹



SH-60Kの機内風景